



# 鳥取県公報

平成14年12月13日(金)  
号外第164号

毎週火・金曜日発行

## 目 次

条 例	特別職の職員の給与に関する条例及び鳥取県議会議員の報酬及び期末手当の額の特例に関する条例の一部を改正する条例(65)(議会事務局総務課)..... 1
-----	---

==== 公布された条例のあらまし =====

特別職の職員の給与に関する条例及び鳥取県議会議員の報酬及び期末手当の額の特例に関する条例の一部を改正する条例

- 特別職の職員の給与に関する条例の一部改正  
議会の議員の報酬の額を引き下げることとした。(別表関係)
- 鳥取県議会議員の報酬及び期末手当の額の特例に関する条例の一部改正  
報酬の額の特例について1に伴う所要の改正を行うこととした。(第2条関係)
- 施行期日等  
(1) この条例は、平成15年1月1日から施行することとした。  
(2) 所要の経過措置を講ずることとした。

## 条 例

特別職の職員の給与に関する条例及び鳥取県議会議員の報酬及び期末手当の額の特例に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成14年12月13日

鳥取県知事 片 山 善 博

### 鳥取県条例第65号

特別職の職員の給与に関する条例及び鳥取県議会議員の報酬及び期末手当の額の特例に関する条例の一部を改正する条例

(特別職の職員の給与に関する条例の一部改正)

第1条 特別職の職員の給与に関する条例(昭和27年鳥取県条例第57号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すとおり改正する。

改 正 後			改 正 前		
別表（第1条、第2条、第3条、第4条関係）			別表（第1条、第2条、第3条、第4条関係）		
区 分	報酬又は給料の額		区 分	報酬又は給料の額	
議会の議員	議長	月額 940,000円	議会の議員	議長	月額 960,000円
	副議長	月額 820,000円		副議長	月額 835,000円
	議員	月額 765,000円		議員	月額 780,000円
略			略		

（鳥取県議会議員の報酬及び期末手当の額の特例に関する条例の一部改正）

第2条 鳥取県議会議員の報酬及び期末手当の額の特例に関する条例（平成14年鳥取県条例第1号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すとおり改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>（報酬の額の特例）</p> <p>第2条 鳥取県議会議員の受ける報酬の月額、特別職の職員の給与に関する条例（昭和27年鳥取県条例第57号）別表の規定にかかわらず、次に掲げるとおりとする。</p> <p>（1）議長 <u>940,000円</u> × (1 - 0.07) = <u>874,200円</u></p> <p>（2）副議長 <u>820,000円</u> × (1 - 0.06) = <u>770,800円</u></p> <p>（3）議員 <u>765,000円</u> × (1 - 0.05) = <u>726,750円</u></p>	<p>（報酬の額の特例）</p> <p>第2条 鳥取県議会議員の受ける報酬の月額、特別職の職員の給与に関する条例（昭和27年鳥取県条例第57号）別表の規定にかかわらず、次に掲げるとおりとする。</p> <p>（1）議長 <u>960,000円</u> × (1 - 0.07) = <u>892,800円</u></p> <p>（2）副議長 <u>835,000円</u> × (1 - 0.06) = <u>784,900円</u></p> <p>（3）議員 <u>780,000円</u> × (1 - 0.05) = <u>741,000円</u></p>

#### 附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成15年1月1日から施行する。

（平成15年3月に支給する期末手当の額の特例）

2 鳥取県議会議員に平成15年3月に支給する期末手当の額は、第2条の規定による改正後の鳥取県議会議員の報酬及び期末手当の額の特例に関する条例（第2号において「新特例条例」という。）第3条の規定にかかわらず、第1号に掲げる額から第2号に掲げる額を減じた額に相当する額を、同条の規定により算出される期末手当の額から減じた額とする。

（1）鳥取県議会議員に平成14年8月から同年12月までの間に支給された報酬並びに同年6月及び12月に支給された期末手当（次号において「調整対象報酬等」という。）の合計額

（2）新特例条例第2条及び第3条の規定を適用して算出される調整対象報酬等の合計額